

対馬市空家等対策計画



令和2年6月
対馬市

—目次—

第1章 計画策定の目的等	
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ・目的	2
第2章 現状・課題	
1 空家等の現状	3
(1) 住宅・土地統計調査	
(2) 家屋現況調査	
(3) 将来予測	
第3章 計画の概要等	
1 空家等対策の基本的な方針等	7
(1) 基本的な方針	
(2) 計画期間	
(3) 対象とする地区	
(4) 対象とする空家等の種類	
2 空家等対策の実施体制	8
(1) 空家等に関する相談窓口	
(2) 庁内の組織体制及び役割分担	
(3) 対馬市空家等対策協議会等	
第4章 空家等に対する施策	
1 取組の方向性	10
(1) 発生予防	
(2) 利活用の促進	
(3) 適切な管理の促進	
(4) 解体・除却	
2 取組の推進に当たって留意すべき事項	12
(1) 国等による支援制度の活用	
(2) 関係法令による規制・基準等の見直し	
第5章 空家等の調査	
1 空家等の現況の把握等	13
(1) 現況把握のための調査等〔法第9条第1項〕	
(2) 空家等の所有者の確知及び情報提供・助言等〔法第12条〕	
(3) 特定空家等の判断のための調査等〔法第9条第2項〕	
2 空家等情報のデータベース化	13
(1) 調査結果のデータベース化	
(2) 所有者等が特定できない場合	
第6章 特定空家等に対する措置	
1 管理が不全な空家等に対する措置	14
(1) 調査及び所有者等の特定	
(2) 特定空家等の判断	
(3) 特定空家等に関する措置の実施	

第1章 計画策定の目的等

1 計画策定の背景

近年、全国的に、人口の減少や社会環境の変化等により、使用されていない住宅や建築物が増加している。その中には、適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等さまざまな問題を引き起こし、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、今後より一層深刻化することが懸念される。

このような中、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号。以下「法」という。）が施行された。同法では「空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」（法第3条）と規定されているように、空家等の管理及び利活用については、第一義的には所有者等が自らの責任で適切に対応することが前提である。そのためにも、空家に関する対策の全体像を把握できるようにするとともに、空家等の適切な管理の重要性及び管理不全の空家等がもたらす諸問題について広く周知することが必要である。

また、空家等がもたらす問題は多岐にわたり、空家等の所有者等の特定が困難であるなど解決に当たっては課題が多い。加えて、空家は今後も増え続けることが見込まれる。

以上のことを踏まえ、空家等がもたらす問題に総合的かつ計画的に対応するための指針として、対馬市空家等対策計画を策定する。

※ 用語の定義等

計画上の表記	正式名称又は法令による定義等
法	・空家等対策の推進に関する特別措置法（平成27年5月26日全面施行）
基本指針	・空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年、総務省・国交省）
ガイドライン	・「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（平成27年5月、国交省）
空家等	・「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」（法第2条第1項） ・なお、「建築物」とは、住宅に限定されるものではなく、建築基準法第2条第1項の「建築物」と同義。
特定空家等	・「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」（法第2条第2項）
所有者等	・「空家等の所有者又は管理者」（法第3条）
不良住宅	・「主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの」（住宅地区改良法第2条）
参考判断基準	・長崎県「特定空家等」の参考判断基準（平成31年3月、県土木部住宅課）

2 計画の位置づけ・目的

空家等対策については、令和2年1月策定の「対馬市長期人口ビジョン」で示した人口減少対策の方向性に掲げられている「人口減少による地域の課題解決に向けた環境整備」の一つとして空家等の増加による危険家屋の発生及び所有者不在の土地の増加による安全面・衛生面の問題が考えられ、実際に、地域住民等から空家等に係る相談や苦情が寄せられ、早急な体制の整備が求められている。

また、社会減対策の方向性として掲げられている「U・Iターンの促進及び受入対策を含む衣食住等の環境整備と生活支援」の一つとして定住促進に向けた空家等の利活用も必要である。

このため、法第6条の規定に基づき、住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進する施策を総合的かつ計画的に進めるため、国が定める基本方針に即して「対馬市空家等対策計画」（以下「計画」という。）を作成する。

計画の推進にあたっては、対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略や対馬市都市計画マスタープラン等、既存の計画を始め、今後、策定予定の対馬市立地適正化計画に定める空家等関連施策との整合性を図るとともに、空家等の実態に即し、必要な改訂を行うものとする。

表1 対馬市の人口・世帯数の推移（国勢調査）

年	S35	S45	S55	H2	H12	H22	H27
人口(人)	69,556	58,672	50,810	46,064	41,230	34,407	31,457
世帯数	14,472	15,147	15,176	15,164	15,038	13,813	13,393

表2 「対馬市長期人口ビジョン」(R2.1月)による対馬市の人口長期見通し (単位:人)

年	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)
社人研準拠	28,121	24,876	21,815	18,915	16,207	13,731
将来人口の 目標値	—	26,700	—	23,500	—	21,200

第2章 現状・課題

1 空家等の現状

(1) 住宅・土地統計調査

総務省の「住宅・土地統計調査」結果から、本市における住宅総数は減少傾向が続いている。居住世帯の有無別にみると、居住世帯のある住宅は約1万3千棟、居住世帯のない住宅は3千棟余りとなっており、居住世帯のない住宅の棟数が増加する傾向にある。

賃貸用の住宅等を除く、いわゆる空家（表3中の「その他の住宅」）の棟数は2千棟を超え、市内の空家率は全国平均及び県内平均よりも高い水準で推移している。

表3 住宅・土地統計調査（総務省）

（単位：対馬市
は棟、長崎県・
全国は千棟）

対馬市		H20	H25	H30
住宅総数	A	16,720	16,650	16,180
居住世帯のある住宅		13,780	13,370	13,030
居住世帯のない住宅		2,940	3,280	3,150
うち空家総数	B	2,860	3,260	3,000
賃貸用住宅等		1,070	920	820
その他の住宅	C	1,790	2,340	2,180
空家率	B/A	17.1%	19.5%	18.5%
その他空家率	C/A	10.7%	14.0%	13.4%
参考		H20	H25	H30
長崎県	住宅総数	631	660	660
	空家率	14.1%	15.4%	15.4%
	その他空家率	7.2%	8.1%	8.7%
全国	住宅総数	57,586	60,629	62,407
	空家率	13.1%	13.5%	13.6%
	その他空家率	4.7%	5.3%	5.6%

※「賃貸用住宅等」とは、次のア)～ウ)の計。
 ア) 二次的住宅 別荘や仕事の都合で寝泊まりするだけの住宅で普段居住していない住宅
 イ) 賃貸用の住宅 新築・中古を問わず、賃貸のために空家になっている住宅
 ウ) 売却用の住宅 新築・中古を問わず、売却のために空家になっている住宅
 ※「その他の住宅」とは、上記以外の人が住んでいない住宅

(2) 家屋現況調査

本市では平成24年度に独自の家屋現況調査を実施した。同調査は、市内全家屋を対象として目視による外観調査を行ったもので、調査が実施できた家屋に係る調査結果のうち、戸建て住宅で、かつ居住者のないものは1,379棟確認された。また、屋根、壁、基礎、柱・梁等の主要構造部に著しい損傷又は瓦等の落下が見られたものとして、内数で276棟が確認された。

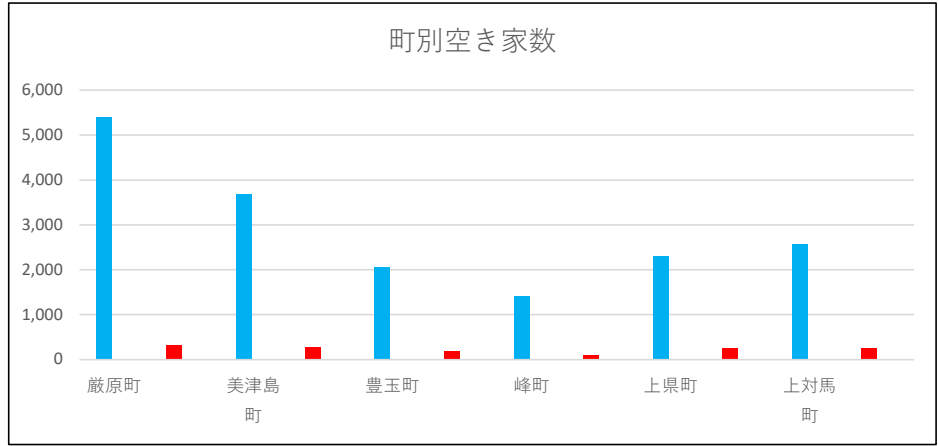
表4 家屋現況調査結果

調査対象家屋等	棟数	備考
ア) 調査実施家屋	43,017 棟	調査を実施した建築物の総数（工場、倉庫等を含む）
イ) 居宅	17,435 棟	アの内数（共同住宅は除く）
ウ) 空家	1,379 棟	イの内数で、居住者なしと認められたもの
うちAランク	682 棟	危険なし
うちBランク	421 棟	要注意
うちCランク	276 棟	危険あり

町別空家数

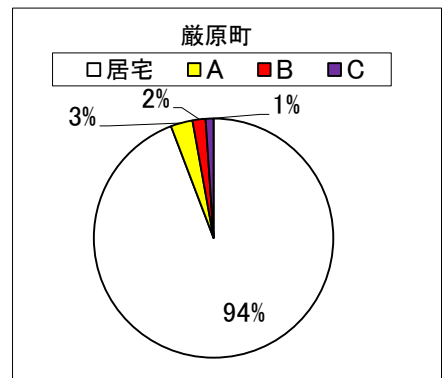
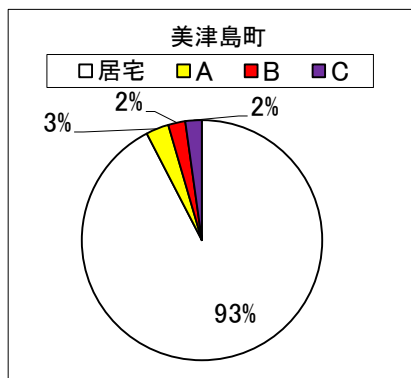
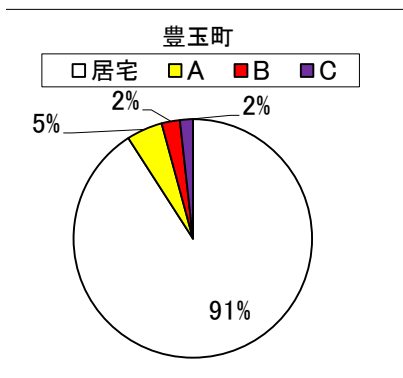
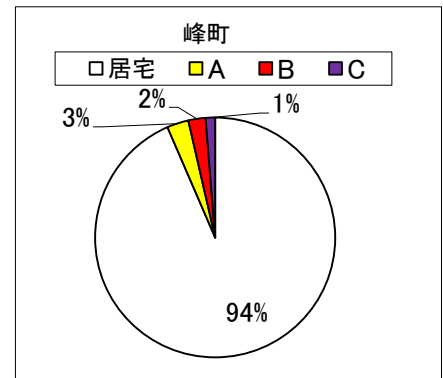
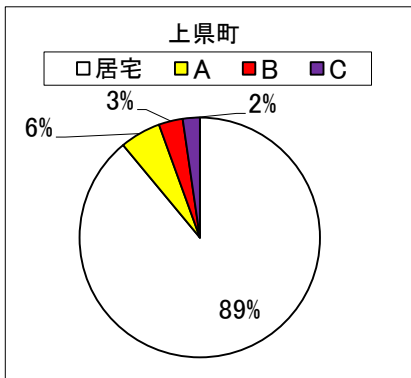
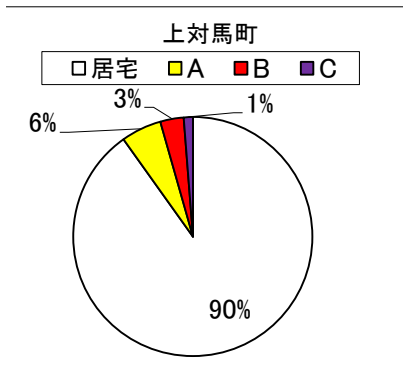
(単位：棟)

巖原町	総数	5,400
	空家	314
美津島町	総数	3,680
	空家	279
豊玉町	総数	2,068
	空家	188
峰町	総数	1,419
	空家	92
上県町	総数	2,291
	空家	252
上対馬町	総数	2,577
	空家	254



町	総数	居宅	空家			計	町	総数	居宅	空家			計	町	総数	居宅	空家			計
			A	B	C					A	B	C					A	B	C	
上対馬町	2,577	2,323	141	82	31	254	上県町	2,291	2,039	125	75	52	252	峰町	1,419	1,327	41	33	18	92
豊玉町	2,068	1,880	101	51	36	188	美津島町	3,680	3,401	113	84	82	279	巖原町	5,400	5,086	161	96	57	314

(注) A 危険なし B 要注意 C 危険あり



(3) 将来予測

本市における空家の発生について、平成27年国勢調査結果に基づく将来予測を行った。

予測には、国土技術政策総合研究所による「小地域（丁名・字）を単位とした将来人口・世帯予測ツール」を用いて、世帯数の減少数と空家の発生数が等しいと見なして実施した。

この結果、平成22年から5年間につき1,000世帯以上のペースで世帯数が減少し（空家数が増加し）、令和22年までの30年間の累計で6,651棟の空家が発生するとの予測となった。

表5 世帯減少数（空家増加数）の将来予測

（単位：世帯＝棟）

地区区分	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)	2025年 (R7年)	2030年 (R12年)	2035年 (R17年)	2040年 (R22年)	計
巖原	397	392	413	442	457	441	2,542
美津島	108	130	145	148	158	149	838
豊玉	135	134	138	138	135	143	823
峰	102	109	112	102	97	88	610
上県	156	152	156	141	150	148	903
上対馬	143	173	165	153	154	147	935
計	1,041	1,090	1,129	1,124	1,151	1,116	6,651

第3章 計画の概要等

1 空家等対策の基本的な方針等

(1) 基本的な方針

空家等は、所有者等が自らの責任で適切に管理することが前提であり、所有者等の認識を高めてもらうことが重要である。また、空家等の適切な管理は、所有者等だけの課題ではなく、相続や転居等の事情、あるいは近隣の環境変化により、誰もが当事者となりうる課題である。

そのため、空家等がもたらす問題について市民等へ広く周知・啓発し、空家等の発生予防及び利活用の促進を図るとともに、適切な管理が行われていない空家等については、所有者等に対する助言や指導等を通じて除却を促進する。

○発生予防・適切な管理の促進

所有者等のみならず市民等へ広く周知・啓発し、管理不全な空家等の発生を予防する。

○利活用の促進

個人が所有する空家等について地域内の社会的資源と捉え、利活用を促進する。

○管理不全な空家対策

所有者等に対する助言・指導等を適切に実施し、所有者等による除却を促進する。

○相談体制の整備

所有者等や地域住民等からの相談体制を整える。

(2) 計画期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度の**5年間**とし、社会情勢等の状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(3) 対象とする地区

空家等は、市内各所に点在しているため計画の**対象区域は市内全域**とする。

(4) 対象とする空家等の種類

法第2条に規定する「空家等」及び「特定空家等」を対象とし、中でも相続等の問題が生じやすい**個人住宅**を優先的に対象とする。

また、活用を促進する観点から、**特定空家等の跡地（空地）**についても対象とする。

2 空家等対策の実施体制

(1) 空家等に関する相談窓口

空家等に関する課題について、所有者等や地域住民の立場からは、どの機関にどのような相談ができるのか十分知られていないことが考えられるため、地区ごとに相談窓口を設置する。

空家等に関する相談は多岐に渡ることから、相談の内容に応じて庁内の関係所属や関係団体と連携して対応する。

表6 空家等に関する相談窓口

相談窓口（地区別）	所属	電話番号
巖原地区	総務課地域安全防災室	0920-53-6111
美津島地区	美津島行政サービスセンター	0920-54-2271
豊玉地区	中対馬振興部 地域振興課	0920-58-1111
峰地区	峰行政サービスセンター	0920-83-0301
上県地区	上県行政サービスセンター	0920-84-2311
上対馬地区	上対馬振興部 地域振興課	0920-86-3111

表7 相談内容と対応の主な例

空家に関する相談内容	対応の例
維持管理に関すること	・シルバー人材センターの紹介
利活用に関すること	・空き家バンク制度等の紹介 ・改修や用途転用に関する支援制度等の紹介
解体・除却に関すること	・解体等に関する支援制度等の紹介
周辺的生活環境への深刻な影響に関すること	・調査の実施（所有者等の特定を含む） ・特定空家等の認定

(2) 庁内の組織体制及び役割分担

空家等をもたらす問題は多岐にわたるため、庁内の関係所属をはじめ関係団体とも連携・協力して対策を実施する。

表8 関係所属における役割分担

担当課	担当内容
総務課地域安全防災室	<ul style="list-style-type: none">・空家等対策の総合調整及び対策計画に関すること・空家等に関する相談、要望の窓口に関すること・空家等の調査及びデータベース化に関すること・特定空家等に対する措置に関すること
政策企画課	<ul style="list-style-type: none">・景観に関すること
しまの力創生課	<ul style="list-style-type: none">・移住促進（空き家バンク制度等）、創業支援等に関する空家等の利活用に関すること
観光商工課	<ul style="list-style-type: none">・観光商工業支援施策としての空家等の利活用に関すること
税務課	<ul style="list-style-type: none">・空家等に関する固定資産税の税情報の提供に関すること・空家等に関する税の特例等に関すること
環境政策課	<ul style="list-style-type: none">・空家等に係る衛生上の対策に関すること・空家等への不法投棄等に関すること
福祉課	<ul style="list-style-type: none">・障害者支援施策としての空家等の利活用に関すること
こども未来課	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援施策としての空家等の利活用に関すること
いきいき健康課	<ul style="list-style-type: none">・健康づくり施策としての空家等の利活用に関すること
農林・しいたけ課	<ul style="list-style-type: none">・農林業振興施策としての空家等の利活用に関すること
水産課	<ul style="list-style-type: none">・水産業振興施策としての空家等の利活用に関すること
管理課・建設課	<ul style="list-style-type: none">・空家等の維持管理、改修に関すること・空家等の解体・除却に関すること・空家等が道路又は河川に及ぼす損害に関すること
水道課	<ul style="list-style-type: none">・空家等に関する閉栓情報等の提供に関すること
各振興部地域振興課・行政サービスセンター	<ul style="list-style-type: none">・所管地区の空家等に関する相談、要望の窓口に関すること・所管地区の空家等の現地確認・調査に関すること
消防本部予防課	<ul style="list-style-type: none">・空家等に関する火災予防に関すること

(3) 対馬市空家等対策協議会等

法第7条第1項の規定する協議会については、要綱に基づく対馬市空家等対策協議会を組織し、計画の内容及び空家等対策の実施に関する協議を行う。

なお、長崎県、県内市町及び関係団体で構成する長崎県空家対策連絡協議会の取組については、各関係機関と連携して推進する。

第4章 空家等に対する施策

1 取組の方向性

(1) 発生予防

現時点では居住者に利用されている住宅等についても、転居や相続等の事情により、将来的に空家等となることも考えられる。そのため、空家等が適切に管理されない場合には様々な問題を引き起こし、周辺的生活環境へ深刻な影響を及ぼす原因となるおそれがあることについて市民等に広く周知・啓発し、管理不全な空家等の発生の防止を図る。

《主な取組》

- ・空家等が周辺環境にもたらす問題についての情報発信
- ・相談窓口等について、広報誌やホームページ及び固定資産税の通知等による周知・啓発
- ・空家等所有者等に対する相談への対応（市外在住者を含む）

(2) 利活用の促進

人が住まず、適切に管理されていない空家は老朽化が進みやすいため、空家等であっても比較的状態がよい場合は、住宅として又は従前以外の用途での利活用を促進する。

所有者等に利活用の予定がない場合で、地域における交流・健康づくりや経済活動等の拠点として第三者から利活用の希望があった場合は、所有者等の意向を踏まえて利活用希望者への情報提供を行う。

《主な取組》

- ・空き家バンク制度を通じた空家の所有者等と利活用希望者とのマッチング
- ・空き家バンク制度により登録された空家等に対する改修費の支援
- ・中古住宅の住宅診断や耐震診断制度に関する啓発
- ・中古住宅の購入、改修及び用途転用等に対する支援

表9 利活用の例

政策課題	利活用の例
地域交流・活性化	集会所・サロン、シェアハウス、小さな拠点、ポケットパーク 等
定住促進	定住促進住宅、子育て世代向け住宅 等
障害者支援	グループホーム、放課後等デイサービス、就労支援施設 等
高齢者支援	高齢者交流サロン、低所得高齢者向け住宅 等
子育て支援	家庭的保育・小規模保育施設 等
産業振興	農林漁業体験・就業支援施設、農水産物加工直売所 等
防災	地区における自主避難所、移転勧告に伴う代替住宅 等
その他	公共事業に伴う代替住宅 等

(3) 適切な管理の促進

私有財産である空家等の適切な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則である。適切な管理を怠って他人に損害を与えた場合には、責任が問われるおそれがあることを含め、適切な管理の重要性について所有者等へ広く周知・啓発するとともに、関係機関と連携し、所有者等の取り組みを促す。

なお、他市の例で、地震によりブロック塀が倒壊し、通行人を死傷させた例もあることから、

付属する工作物の適切な維持管理の必要性についても啓発を行う。

《主な取組》

- ・空家等の適切な管理について、所有者等に対する周知・啓発
- ・対馬市シルバー人材センターによる空家管理事業の紹介
- ・ブロック塀等の安全性に関する啓発

(4) 解体・除却

倒壊の恐れがあるなど、周辺的环境に対する危険度や切迫性が極めて高いと思われる空家等については所有者等による対応を継続して促すとともに、特定空家等に該当するかどうか検討する。特定空家等に該当すると判断した場合の措置については、第6章に記載する。

《主な取組》

- ・調査の実施（所有者等の特定を含む）
- ・所有者等に対する指導
- ・所有者等による解体・除却に対する支援
- ・特定空家等への認定の検討

2 取組の推進に当たって留意すべき事項

(1) 国等による支援制度の活用

空家等対策の実施にあたっては、国県等の支援制度を積極的に活用した取組の推進を図る。

(活用する支援制度等)

- ・老朽危険家屋等解体補助金
- ・中古住宅解体後の新築住宅建築補助金
- ・木造住宅の耐震改修・防火改修補助

(2) 関係法令による規制・基準等の見直し

建築基準法、消防法、旅館業法その他関係法令による規制については、空家等の利活用、特に歴史的な建築物や街並みづくり及び地域活性化への利活用を促進する観点から、戸建て住宅を用途変更する場合の規制や基準等について、法令等の改正や特区制度の活用による基準緩和等の取組が進められていることも踏まえて、利活用の推進を図る。

第5章 空家等の調査

1 空家等の現況の把握等

(1) 現況把握のための調査等〔法第9条第1項〕

空家等について所有者等又は地域住民等から相談があった場合は、空家等の所在及び所有者等について把握するため、相談者等からの聞き取り調査のほか、必要と認められる範囲において庁内関係課が把握する情報を含めて調査を行う。

(主な調査項目)

- ・空家等の所在地、構造等の概要
- ・空家等の現況、周辺に及ぼす悪影響の内容及びその程度
- ・空家等の所有者等及び権利関係

(調査方法)

- ・登記情報、建築工事届情報、建築確認申請情報、戸籍簿情報、固定資産税の課税情報、水道の利用情報
- ・建物への人の出入り状況など近隣住民等からの情報収集
- ・目視による外観調査

(2) 空家等の所有者の確知及び情報提供・助言等〔法第12条〕

把握した空家等の所有者等に対しては、空家等の現況、所有者の責務その他必要な情報提供や助言を行うとともに、利活用や除却等に関する意向確認を行う。

所有者等に対する調査や情報提供等は、必要に応じて随時調査票の送付や聞き取り等を行うほか、納税通知書の送付など定期的な通知等の機会を活用して行う。

(3) 特定空家等の判断のための調査等〔法第9条第2項〕

空家等の所有者等への助言・指導を実施するために必要がある場合や、特定空家等への該当の有無を判断するために必要がある場合等には、空家等の敷地内への立入調査を行うことができる。

立入調査を行う場合は、その5日前までに、当該空家等の所有者等への通知を立入調査実施通知書(様式第1号)により行う(ただし、通知が困難な場合は除く)。

2 空家等情報のデータベース化

(1) 調査結果のデータベース化

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策を行うために必要な情報については、次の項目についてデータベースを整備し、関係部署で共有する。

- ・空家基本情報(所在地、建物の種類、階数、構造等)
- ・管理状況等情報(老朽度、維持管理の状態、周辺への影響等)
- ・所有者特定情報(土地・建物所有者等の氏名、住所、連絡先等)
- ・所有者意向情報(所有者等の意向)
- ・相談等対応状況(所有者等に対する助言・指導、苦情相談への対応等の履歴)

(2) 所有者等が特定できない場合

所有者等の特定のために、確認文書の送付や文書送付先市町村への住民票の閲覧請求を行ってもなお所有者等の所在が不明な場合や、相続が発生した空家等について法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は、過失なく所有者等を確知できないものと判断し、「所有者不明の空家等」と判断し、データベースに登録する。

第6章 特定空家等に対する措置

1 管理が不全な空家等に対する措置

(1) 調査及び所有者等の特定

地域住民からの管理不全の空家等についての情報提供等があった場合は、現況の把握のための調査を行う。調査の結果、改善が必要と認められる場合は、所有者等の特定を図り、適切な管理の実施について助言や情報提供を行うことにより、所有者等による状況の改善を促す。

(2) 特定空家等の判断

所有者等に対して改善を促したにもかかわらず、状況が改善しない場合や、実態調査の結果、危険度や切迫性が極めて高いと思われる空家については、所有者等による対応を継続して促すとともに、特定空家等への該当の有無について検討する。

個々の案件について、特定空家等の判断を行うにあたっては、ガイドラインや参考判断基準を踏まえて、周辺の建築物や通行人等への影響の有無とその程度、危険の切迫性等により総合的に判断する。

(3) 特定空家等に関する措置の実施

特定空家等と認定した空家等については、その所有者等に対して、法第14条の規定に従い、必要な措置をとる。措置に係る具体的な手続き及び様式等については、ガイドラインや参考判断基準を踏まえて行う。

なお、特定空家等に所有権以外の権利（抵当権等の担保物権、賃貸借契約による賃貸借権等）が設定されていることも考えられるが、法第14条の特定空家等に対する規定は、客観的事情により判断される「特定空家等」に対してなされる措置であるため、措置の実施に当たってはこれらの権利について調整を行う必要はなく、抵当権者と所有者等による解決に委ねられる。

①助言又は指導〔法第14条第1項〕

特定空家等と認定した空家等については、状態を改善するための措置を講ずるよう所有者等に対して助言・指導を行う。

なお、助言又は指導をするときは、(助言・指導)書(様式第2号)により行う。

②勧告〔法第14条第2項〕

助言・指導を行ってもなお、特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、適当な猶予期間を設けて必要な措置をとることを勧告する。このとき、勧告書(様式第3号)により行う。

勧告の対象となった土地については、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象から除外されるため、所有者等にその旨を通知する。

③命令〔法第14条第3項〕

勧告を行っても必要な改善が見られない場合で、特に必要と認めた場合には、所有者等に対して相当な期間を定めて勧告の措置を講じるよう命令を行う。このとき、命令書(様式第4号)により行う。

④事前通知〔法第14条第4項〕

特定空家等の所有者等に対し、命令に係る事前の通知書(様式第5号)により通知する。

また、意見の聴取については、意見書の提出期限までに相当な期間をおいて、空家等の所有者等に対し、意見陳述書(様式第6号)を提出するよう通知する。

⑤標識〔法第14条第11項〕

標識は、(様式第7号)により特定空家等に設置する。

⑥行政代執行〔法第14条第9項〕

特定空家等の所有者等が、命令に係る措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行してもその期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により命令の措置を所有者等に代わって行う。

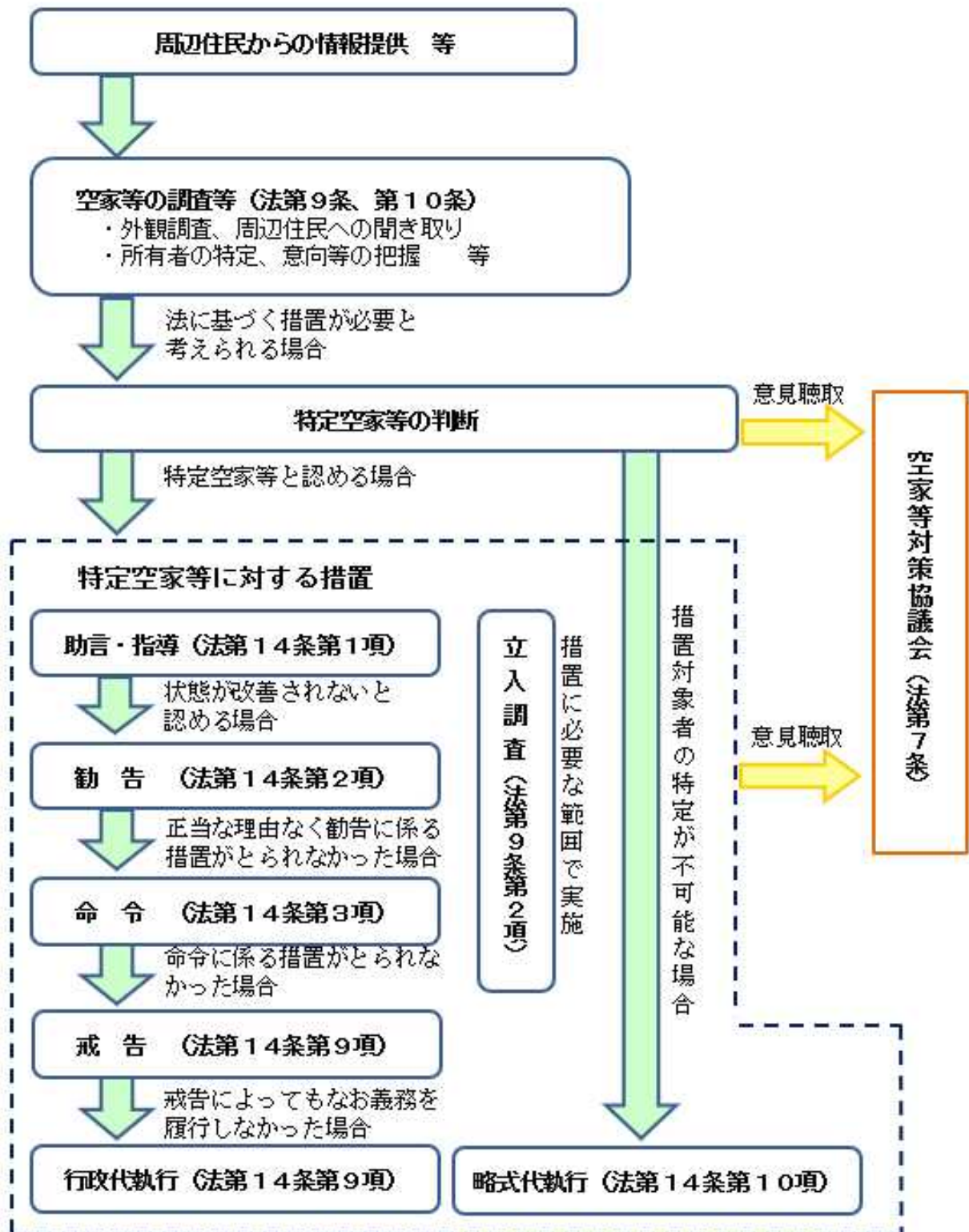
行政代執行は、戒告書(様式第8号)により戒告し、当該戒告によってもなお、指定の期限までに義務を履行しない者に対し、代執行令書(様式第9号)により通知して行うものとする。

行政代執行の執行責任者(行政代執行法(昭和23年法律第43号)第4条に規定する執行責任者をいう。)であることを示す証票は、行政代執行責任者証(様式第10号)による。

特定空家等に対する措置を特定空家等措置状況台帳(様式第11号)に記載する。

なお、不動産登記簿情報、住民基本台帳情報、固定資産税課税情報等を活用して所有者等の特定に努めても特定空家等に関する措置を命ぜられるべき者を特定できない場合は、法第14条第10項の規定に基づく対応を行う。

管理不全な空家及び特定空家等に対する対応フロー



参考1 ガイドラインに基づく特定空家等の判断基準

状態の種類	判断部位	具体的な基準
(イ) 著しく 保安上危険 となるおそ れがある状 態	傾斜	○不同沈下や老朽化により、柱に1/20を越える傾斜が認められるもの
	基礎	○亀裂や破損が著しく上部構造物を支えられないと認められるもの
	土台	○腐食や破損が著しく上部構造物を支えられないと認められるもの
	柱・梁・ 筋かい	○腐食や破損が著しく地震時に加わる水平力に対する安全性が確保されていないと認められるもの
	屋根	○変形又は屋根材の破損があり、屋根材の脱落が予測されるもの
	外壁	○剥離又は破損が著しく外壁の脱落が予測されるもの
	看板・屋上 水槽等	○破損が著しく、落下又は転倒が予測されるもの
	屋外階段・ バルコニー	○腐食、破損が著しく脱落が予測されるもの
	門・塀	○ひび割れ、破損が著しく転倒が予測されるもの
	擁壁	○亀裂、破損が著しく転倒が予測されるもの
(ロ) 衛生上 有害おそれ のある状態	建築材料	○アスベスト等有害物質が露出し、飛散する可能性が高いもの
	浄化槽・ 排水	○破損、汚水の流出等による悪臭の発生があり、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの
	ゴミ等	○悪臭、害虫等の発生があり、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの
(ハ) 景観を 損なってい る状態	景観計画	○景観に関するルールに著しく適合しないもの
	屋根・外壁	○外見上の痛み、汚れが激しく、周辺の景観と著しく調和のとれていないもの
	窓ガラス	○多数の窓ガラスが割れたままのもの
	看板	○破損、汚損が激しく、原型を留めていないもの
	立木等	○建物の全面を覆う程度まで繁茂しているもの
(ニ) 生活環 境の保全を 図るために 放置するこ とが不適切 な状態	立木等	○倒木、枝折れ等で近隣の道路や隣接する土地に大量の枝等が散乱しているもの ○枝が近隣の道路にはみ出し、歩行者等の通行を妨げているもの
	動物等	○鳴き声等の頻繁な発生、糞尿等による悪臭の発生、ねずみや害虫等の大量発生及び空家に棲み着いた動物等の周辺の土地、家屋への侵入等により、周辺住民の日常生活に悪影響を及ぼしているもの
	管理状態	○門扉等に施錠がなく、不特定多数の者が容易に侵入できる状態で放置されているもの ○周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出しているもの

参考2 特定空家等の判断基準表 (参考判断基準による)

特定空家等の判定基準表

I 「特定空家等」の判断の参考となる基準	II 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か		III 悪影響の程度と危険等の切迫性		計 AxBxC	
	認められる状態の有無	周辺に与える影響	認められる状態の有無	A 悪影響の度合い		B 歩行者の通行量が多い道路に影響2 隣接地に広範囲に影響2 敷地境界隣接地を超えて影響(臭気、音)2 景観保全に影響(ただし③のみ)2 普通の通行量の道路に影響1 隣接地に影響1
① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態						
1-1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある						
(1) 建築物が倒壊等するおそれがある						
イ 建築物の著しい傾斜						
傾斜が1/60以上である	<input type="checkbox"/>	倒壊等	<input type="checkbox"/>	30		
傾斜が1/20以上である	<input type="checkbox"/>	倒壊等	<input type="checkbox"/>	50		
ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等						
(イ) 基礎及び土台	<input type="checkbox"/>	倒壊等	<input type="checkbox"/>	50		
(ロ) 柱、はり、筋かき、柱とはりの接合等	<input type="checkbox"/>	倒壊等	<input type="checkbox"/>	50		
(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある						
(イ) 屋根ふき材、ひさし又は軒	<input type="checkbox"/>	脱落、飛散	<input type="checkbox"/>	40		
(ロ) 外壁	<input type="checkbox"/>	脱落、飛散	<input type="checkbox"/>	40		
(ハ) 看板、給湯設備、屋上水槽等	<input type="checkbox"/>	脱落、飛散	<input type="checkbox"/>	40		
(ニ) 屋外階段又はバルコニー	<input type="checkbox"/>	脱落、飛散	<input type="checkbox"/>	40		
(ホ) 門又は塀	<input type="checkbox"/>	倒壊、脱落、飛散	<input type="checkbox"/>	40		
1-2. 住宅の不良度判定により危険と判定される(合計100点以上)	<input type="checkbox"/>	倒壊、脱落、飛散	<input type="checkbox"/>	50		
2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある	<input type="checkbox"/>	倒壊等	<input type="checkbox"/>	40		
② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態						
(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、不適切な状態にある	<input type="checkbox"/>	有害物質50、臭気30	<input type="checkbox"/>	50、30		
(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、不適切な状態にある	<input type="checkbox"/>	臭気、小動物	<input type="checkbox"/>	30		
③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態						
(1) 既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている	<input type="checkbox"/>	景観	<input type="checkbox"/>	25		
(2) 周囲の景観と著しく不調和な状態である状態の例	<input type="checkbox"/>	景観	<input type="checkbox"/>	25		
④ その他周囲の生活環境の保全のために放置することが不適切である状態						
(1) 立木が原因で、不適切な状態にある	<input type="checkbox"/>	倒壊、脱落、飛散、越境	<input type="checkbox"/>	30		
(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、不適切な状態にある	<input type="checkbox"/>	音、臭気、動物等侵入	<input type="checkbox"/>	30		
(3) 建築物等の管理等が原因で、不適切な状態にある	<input type="checkbox"/>	住民不安、土砂流出	<input type="checkbox"/>	30		
合 計						

注) ・合計が100点以上となれば、空家特措法第14条に基づき特定空家等に対する措置を講ずるか検討する。
 ・合計が100点とまらない空家等に対しても、適切な管理を促進するため空家特措法第12条に基づき情報提供や助言を努めることが望ましい。
 ・本判定表はあくまでも例示であり、数値等は地域の実態に合わせて適宜変更することが考えられる。
 ・敷地内に立ち入りできず調査できない項目については省略する。また、敷地内に入らずとも目的を達成し得るので調査が不要な場合は残りの項目を省略する。

参考3 木造住宅等の不良度測定基準（参考判断基準による）

評価区分	評価項目	評価内容	点数	評点	最高 評点
一	構造一般の 程度	基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの 10 ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの 20		45
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの 25		
二	構造の腐朽 又は破損の 程度	基礎 土台 柱 又は はり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等、小修理を要するもの 25 ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等、大修理を要するもの 50 ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの 100		100
		外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により下地の露出しているもの 15 ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの 25		
		屋根	イ 屋根葺き材料の一部に剥落又はズレがあり、雨もりのあるもの 15 ロ 屋根葺き材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下ったもの 25 ハ 屋根が著しく変形したもの 50		
三	防火上又は 避難上の構 造の程度	外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの 10 ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの 20		30
		屋根	屋根が可燃性材料で葺かれているもの 10		
四	排水設備	雨水	雨樋がないもの 10		10
			合計	点	
注) 一の評価項目につき該当評価内容が二又は三ある場合においては、当該評価項目についての評点は、該当評価内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					

※（参考資料）住宅地区改良法施行規則

別表第一 住宅（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）の不良度の測定基準

参考4 空家等の管理に係る関係法令の規定等

法令等	条文
空家等対策特別措置法	<p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。</p>
建築基準法	<p>(維持保全)</p> <p>第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。</p>
民法	<p>(竹木の枝の切除及び根の切取り)</p> <p>第233条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。</p> <p>(不法行為による損害賠償)</p> <p>第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)</p> <p>第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。</p>
市火災予防条例	<p>(空地及び空家の管理)</p> <p>第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。</p>

様式第1号

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

対馬市長

㊟

立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、特定空家等の立入調査を実施するので、法第9条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 立入調査の対象となる特定空家等

2 立入調査の日時 年 月 日（ ）午前・午後 時～

3 立入調査の趣旨及び内容

注 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

(住所)
(氏名) 様

対馬市長

㊟

(助言・指導)書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第1項の規定に基づき(助言・指導)します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 助言・指導に係る措置の内容
- 3 助言・指導に至った事由
- 4 助言・指導の責任者
課長 連絡先：0920-53-6111

注 上記1に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっても法第14条第2項の勧告を受けた場合は、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

(住所)
(氏名) 様

対馬市長

㊟

勸告書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名

2 勸告に係る措置の内容

3 勸告に至った事由

4 勸告の責任者
課長 連絡先：0920-53-6111

5 措置の期限 年 月 日

- 注1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかつた場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

(住所)

(氏名)

様

対馬市長

㊟

命 令 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、00年00月00日付け00第00号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

課長 連絡先：0920-53-6111

5 措置の期限 年 月 日

- 注1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行のに移行することがあります。
- 4 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、対馬市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、対馬市（訴訟において対馬市を代表する者は対馬市長となります。）を被告として、提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(住所)
(氏名) 様

対馬市長 ㊟

命令に係る事前の通知書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、対馬市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
対馬市 部 課長宛
送付先：対馬市厳原町国分1441番地
連絡先：0920-53-6111
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

注 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること

意見陳述書

年 月 日

対馬市長 様

住所 対馬市

氏名

印

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第5項の規定により、下記のとおり意見を陳述します。

記

- 1 聴取の件名
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 意見
- 4 添付する証拠書類又は証拠物

様式第7号

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
課長 連絡先：0920-53-6111
- 5 措置の期限 年 月 日

(住所)
(氏名) 様

対馬市長 ㊟

戒 告 書

貴殿に対し〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により貴殿の所有する下記特定空家等の（措置の内容）を行うよう命じました。この処分を〇〇年〇〇月〇〇日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の（措置の内容）を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模

- (5) 所有者の住所及び氏名

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、対馬市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、対馬市（訴訟において対馬市を代表する者は対馬市長となります。）を被告として、提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(住所)
(氏名) 様

対馬市長 ㊟

代執行令書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により貴殿の所有する下記特定空家等を〇〇年〇〇月〇〇日までに(措置の内容)するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。

なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 (措置の内容)する物件
- 2 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 執行責任者
課長
- 4 代執行に要する費用の概算見積額
円

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、対馬市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、対馬市（訴訟において対馬市を代表する者は対馬市長となります。）を被告として、提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第10号
(表面)

執行責任者証		第 号
課長		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
年 月 日		
対馬市長		(印)
記		
1. 代執行をなすべき事項		
代執行令書 (年 月 日付け 第 号) 記載の 対馬		
市 町 番地の特定空家等の (措置の内容)		
2. 代執行をなすべき時期		
年 月 日から 年 月 日までの間		

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) (抜粋)	
第14条 (以上略)	
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられたものがその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法 (昭和23年法律第43号) の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。	
10～15 (略)	
行政代執行法 (昭和23年法律第43号) (抜粋)	
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。	

特定空家等措置状況台帳					
情報提供		年 月 日		情報提供者名	
立入調査		年 月 日		調査者名	
家屋	所在地 構造 用途 所有者 造 葺き 建て				
敷地	地 目 面 積 所有者				
法第2条第2項による状態の区分	保安上危険な状態	衛生上有害な状態	景観を損なっている状態	その他周辺の生活環境の保全を害する状態	
法第2条第2項による状態の具体的判断基準					
状況記録（写真、付近の状況等）					
備考					
経過措置	措置内容	経過日数	経過措置	措置内容	経過日数
年 月 日		基準日	年 月 日		
年 月 日			年 月 日		
年 月 日			年 月 日		
年 月 日			年 月 日		
年 月 日			年 月 日		

課長	主幹	課長補佐	課 員

措置内容 (年 月 日)

回答 (年 月 日)